

健康づくり教室のお知らせ

申込問合せ先

健康ほけん課健康推進係 ☎内線166
 福島保健センター ☎0955-41-3005
 鷹島支所市民課 ☎0955-48-3111

特定健診を受診した人を対象に、生活習慣病予防に役立つ食事について、バイキング形式の試食会と健康づくりのための運動教室を開催します。食生活を振り返るきっかけづくりのために、ぜひご参加ください。

【日程】

10月30日(金) 鷹島開発総合センター
 11月12日(木) 福島保健センター
 12月4日(金) 御厨公民館
 12月11日(金) 東部交流センター
 12月16日(水) 松浦市保健センター

【時間】

午前11時～午後2時
 (受付 午前10時30分～11時)

【内容】

・バイキング形式での試食
 ・健康づくりに関する講話および運動実技

【対象】

特定健診を受診した人のうち
 ・特定保健指導に該当する人
 ・結果の数値が気になる人
 ・生活習慣の改善に興味のある人

【準備するもの】

・食材費として300円
 ・運動ができる服装、運動靴、タオル

【申込期限】

開催日の1週間前まで

国民健康保険短期人間ドック 追加募集

受付・問合せ先 健康ほけん課国保・年金係
 ☎内線119

【対象者】

以下の条件すべてに当てはまる人
 ・松浦市国民健康保険の被保険者で平成26年度までの国民健康保険税を完納されている人
 ・昭和16年4月1日～昭和51年3月31日生まれの人
 ・平成27年度特定健診を受診されていない人

【受付期間】

10月1日(木)～20日(火)
 ※土・日・祝日を除く

【定員】

20名程度
 ※短期人間ドックと特定健診併せでの受診となります。

【検査期間】

10月26日(月)～平成28年1月29日(金)
 ※医療機関により、実施日、時間などに制限があります。(要予約)

【費用(自己負担額)】

5,000円
 ※平成28年3月末で40歳の人は無料。

【検査機関】

菊地病院・武部病院・押測医院・
 間宮医院・江藤医院・中央診療所・
 福島診療所・伊万里松浦病院

【検査にかかる時間】

短期人間ドック 3～4時間

【検査内容】

特定健康診査(胸部X線(直接撮影)・胃の検査・ヘリコバクター・ピロリ菌感染検査・腹部超音波検査・便潜血検査・肝機能検査・骨密度測定
 ※希望者のみ前立腺検診(中高年男性対象)1,512円(別負担)



宝くじの助成金で遊具を整備

問合せ先 政策企画課企画統計係
 ☎内線316

宝くじの社会貢献広報の一環として(一財)自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業により、福島町のふくぎさき会館公園に子ども用の遊具のほか、高齢者も利用できる器具を整備しました。
 福島地区および周辺地区住民の皆さんに利用されています。



松浦市不動産公売会を開催します

問合せ先 税務課徴収係
 ☎内線115、137

税負担の公平性を確保する観点から、市税の滞納処分として差し押さえた不動産について、入札による公売を行います。

なお、農地の公売に参加するためには、期限までに農業委員会に必要書類を提出し買受適格証明書を取得する必要があります。詳しくは、市報まつうら9月号の22～23ページ市ホームページをご覧ください。

【開催日】

11月18日(水)

【受付時間】

午後1時30分～2時10分

【場所】

市役所市民ホール

【農業委員会への必要書類提出期限】

10月14日(水)

※農地の公売に参加する場合

子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

申込・問合せ先 子育て・こども課
 ☎内線171

子育て世帯臨時特例給付金支給対象者に対し、7月に申請書を送付しています。まだ申請がお済みでない場合は、早めに申請してください。

支給対象と思われる人で申請書が届いていない場合はご連絡ください。なお、公務員で児童手当を受給している人は、勤務先から案内があり、お住まいの市町村で手続きを行うこととなりますので、ご注意ください。

【申請期限】

平成27年12月10日(木)

天神書簡 ～福岡事務所便り～



新しい「シティプロモーション推進員」、ご紹介します！

海の幸がぐつと美味しさを増す秋がやって来ました。福岡事務所でも「美味しい松浦」のPR活動に邁進している昨今。そこに、この秋、強力な味方となる頼もしい仲間が加わることになりました！料理家の金高愛さんです。管理栄養士、日本ソムリエ協会認定ソムリエ・フードコーディネーターの資格を持ち、食のトータルコーディネーターをプロデュースする食のプロです。

金高さんは、すでに3年前より松浦・伝承料理商品開発プロジェクトの一員として「鉄火みそへうみとみそ」を手がけ、松浦市の応援隊として活動していましたが、正式に松浦市プロモーション推進員に任命。「食」のソムリエとして、松浦を強力にバックアップしていくこととなりました。

エディター（編集）、デザイナー、ソムリエと、三人三様の推進員の個性。その個性を光らせながら、松浦売り込み大作戦を展開していきたいと思えます。どうぞ、よろしくおねがいします！

松浦の自然はもちろん、そこから生まれる食材は本当に素晴らしい！その魅力、美味しさを広く伝えていきたいと思えます。



金高さんは主婦向け料理教室の主宰も。



「うみとみそ」開発時の様子。

お問い合わせ・ご意見など 松浦市福岡事務所 ☎092-406-2180 Eメール matsura.f@city.matsura.lg.jp

消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180、直通 0956-72-1861

身に覚えのない請求にご注意ください！

身に覚えのない有料サイト利用料などを請求するハガキやメールによる架空請求が多発しています。架空の債権回収会社や公的機関と誤解させるような団体名を名乗り、「財産を差し押さえる」や「自宅まで回収に行く」などと不安をあおり、早急に連絡をするように仕向け、お金を脅かし取るもので、根拠のない詐欺の手口です。

<事例>

- ①支払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンにメールが届いた。「滞納しているインターネット接続回線と有料サイト利用料の請求」とのことだが、利用した覚えがない。「期日までに連絡しないと、法的手段に訴える」と書いてある。業者には連絡していないが、どうしたらよいか。
(80歳代男性)
- ②心当たりのない「登録完了」メールが届き、退会処理をしたら料金を請求された。
(40歳代女性)
- ③業者に電話をしたら、次々と費用を請求され、支払ってしまった。
(20歳代女性)

<ひとこと助言>

- ・「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。
- ・突然の請求に慌てて相手に連絡すると、電話番号やメールアドレスなどの個人情報を知られることになり、相手からの請求がエスカレートする可能性があります。
- ・もし連絡してしまい、相手からの脅迫的な言葉で支払いを要求されても、根拠のない請求には一切応じる必要はありません。
- ・「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- ・支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、消費生活センターにご相談ください。

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターへご相談ください。